

社援基発 0802 第 1 号
平成 23 年 8 月 2 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

税額控除対象となる社会福祉法人の証明事務等について
（平成 23 年度税制改正関係）

先般、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 82 号）が公布・施行され、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）が改正されたことに伴い、個人が一定の要件を満たした社会福祉法人（以下「税額控除対象法人」という。）に寄附金を支出した場合、当該寄附金について、税額控除制度の適用を受けることができることとなりました。

税額控除対象法人の証明事務については、税額控除対象法人としての証明を受けようとする社会福祉法人からの申請に基づき、当該法人の所轄庁において行っていただく必要があります。

つきましては、関係者等への周知について特段の御配慮をお願いするとともに、証明事務を行うに当たっては、下記の事項に御留意いただきますようお願いいたします。

なお、本通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 制度の概要（租税特別措置法第 41 条の 18 の 3 関係）

これまで、個人が社会福祉法人へ寄附金を支出した場合、所得控除制度が適用されていたが、税額控除対象法人への寄附金については、現行の所得控除制度に加えて、税額控除制度との選択適用を可能とし、平成 23 年分から適用するものとされたこと。

【税額控除制度の概要】

$\text{税額控除対象寄附金} - 2 \text{千円} \times 40\% = \text{控除対象額}$ (所得税額から控除)

※1 税額控除対象寄附金：税額控除対象法人への寄附金額

注：寄附金支出額が、総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄附金となる。

※2 控除額は、所得税額の25%を限度とする。

2 税額控除対象法人の要件

(1) 実績判定期間内において、以下の2つの要件のうち、いずれかを満たしていること。

〈要件1〉 3,000円以上の寄附金を支出した者が、平均して年に100人以上いること。
〈要件2〉 経常収入金額に占める寄附金収入金額の割合が5分の1以上であること。

(2) 定款、役員名簿等を主たる事務所に備え置き、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供すること。

(3) 寄附者名簿を作成し、これを保存していること。

3 証明の申請

税額控除対象法人の証明を受けようとする法人は、上記2(1)の要件に応じて、それぞれ以下の書類を添付して所轄庁に申請すること。

なお、所轄庁においては、必要に応じて、記載事項の根拠となる書類の提出を求めること。

(1) 〈要件1〉に係る申請書類

ア 証明申請書(参考様式1)

イ 寄附金受入明細書(参考様式2)

(2) 〈要件2〉に係る申請書類

ア 証明申請書(参考様式1)

イ 寄附金受入明細書(参考様式2)

ウ チェック表(参考様式3)

4 証明書の交付

申請内容が要件を満たしていると認められる場合は、所轄庁は当該法人に対して証明書を交付すること。(参考様式4)

5 その他

- (1) 所轄庁は、税額控除対象法人について住民等に広く周知するため、随時、ホームページ等で公表するよう努めること。
- (2) 税額控除に係る証明は、証明を受けた日から5年間有効であり、一度証明を受けた後は、その後5年間は証明に係る手続は必要ないこと。
- (3) 平成23年1月1日以降に支出された個人からの寄附金から税額控除制度の対象となるので、証明書の交付前に既に寄附を受けている場合には、当該寄附者に対して、当該証明書の写しを追送するよう法人に申し添えること。
- (4) 税額控除対象法人の要件等に係る詳細については、別添の「税額控除に係る証明事務～申請の手引き～」を参照されたいこと。

◎ 参考資料

- ① 関係法令の抜粋(租税特別措置法等)
- ② 「税額控除に係る証明事務～申請の手引き～」

(問い合わせ)

福祉基盤課指導係 岩下

TEL : 03-5253-1111(内線)2865

03-3595-2616(夜間直通)

FAX : 03-3591-9898